

# 菊池保健医療圏における病床整備の公募について

熊本県における医療提供体制の確保を図るため、圏域内の人口増加、一部医療機能の不足等がみられる菊池圏域の二次保健医療圏において、病床の整備が必要なことから、公募を行います。病床の配分を希望される場合は、医療機関に係る整備計画を提出いただきますようお願いいたします。

なお、今回の公募については、①原則として令和8年度末（※保健医療計画の中間見直し年度）までに医療機関の開設・変更許可を得られる見込みの整備計画及び②菊池地域医療構想調整会議での合意を得られる見込みの整備計画を対象とします。

また、公募の概要、提出された整備計画の審査方針は、以下のとおりです。

## 1 公募を行う二次保健医療圏及び病床数

菊池保健医療圏 49床

## 2 事業者選定における審査方針

第8次熊本県保健医療計画等に定める、本県における医療提供体制の整備の方向性との整合性を図るため、病床配分については、以下の内容で整備計画を審査し、決定するものとする。

- (1) 菊池保健医療圏において不足している機能（高度急性期及び回復期）に係る病床、又は菊池地域医療構想調整会議において特に必要とされる機能に係る病床の整備計画とされているか
  - (2) 開設地市町からの同意が得られている病床の整備計画とされているか
  - (3) 本県における二次保健医療圏の合計では、既存病床数が依然として基準病床数を大きく上回っていることから、二次保健医療圏合計の既存病床数が増加しない病床の整備計画とされているか
- (1)～(3)の内容を以下（※別添）の基準により2点から0点として計算する。

## 3 病床の配分方法

2の方法により計算した結果、最も点数の大きい申請者に病床を配分する。結果が同点となる場合は、申請が行われた病床数を按分して配分する。

なお、審査の結果、配分病床数が当初提出された整備計画を下回る場合、配分を受けた開設者間で調整の上、整備計画の再提出を行うことは認める。

#### 4 スケジュール

- |                               |                      |
|-------------------------------|----------------------|
| ① 公募期間                        | 令和7年8月1日（金）～9月30日（火） |
| ② 質問の受付                       | 令和7年8月1日（金）～9月19日（金） |
| ③ 応募者へのヒアリング等                 | 令和7年10月以降            |
| ④ 菊池地域医療構想調整会議及び菊池地域保健医療推進協議会 | 令和7年12月～令和8年3月（予定）   |
| ⑤ 結果通知                        | 令和8年3月予定（予定）         |

#### 5 質問の受付

公募要項の内容に関する質問を下記のとおり、メールにて受け付けます。

- ① 受付期間 : 令和7年8月1日（金）～ 9月19日（金）
- ② 提出書類 : 質問票
- ③ 質問提出先 : 熊本県菊池保健所 総務企画課

E-mail : hokuhosouki25@pref.kumamoto.lg.jp

※質問の回答については、県ホームページにて公開することもありますので、あらかじめご了承ください。

#### 6 協議書等の提出

<提出書類>

- ① 事前協議書
- ② 整備計画書
- ③ 市町村長からの同意書
- ④ その他参考書類

<提出期限>

令和7年9月30日（火）17時まで **必着**

<提出先>

熊本県菊池保健所 総務企画課

〒861-1331 熊本県菊池市隈府1272-10

<提出方法>

持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）

受付時間（持参の場合）平日9時から17時まで（12時から13時を除く）

※公募期間最終日は、受付に時間を要することが想定されるため、早めの提出をお願いします。

点数配分の基準（2点を満点とする）

	2点	1点	0点
(1)	病床の整備計画が、高度急性期及び回復期、又は菊池地域医療構想調整会議において特に必要とされる機能に係るものとされている。	—	病床の整備計画が、高度急性期及び回復期、又は菊池地域医療構想調整会議において特に必要とされる機能に係るものとされていない。
(2)	—	開設地市町から、病床の整備計画について、同意を得ている。	開設地市町から、病床の整備計画について、同意を得ていない。 ※整備計画提出時に開設地市町から病床整備計画に同意を得ていない場合であっても、同意を得るよう努める必要がある。
(3)	病床の整備計画が、本県における二次保健医療圏合計の既存病床数が減少（同一の開設者による病床数減少を伴う場合に限る）するものとされている。	病床の整備計画が、本県における二次保健医療圏合計の既存病床数が変わらない（同一の開設者による病床数減少を伴う場合に限る）ものとされている。	病床の整備計画が、本県における二次保健医療圏合計の既存病床数が増加するものとされている。